

## V 届出書類の様式例

### 新設の届出に係る様式例

様式第1 (第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

### 大規模小売店舗届出書

新潟市長

様

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

【大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名】

注：記載要領により記載すること。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

#### 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	法人にあつては代表者の役職・氏名	住所	備考(主として販売する物品の種類)

注：原則として全ての小売業者を記載すること。ただし、これによるのが困難な場合には、全ての大型小売業者（1,000㎡を超える店舗面積を有する小売業者をいう。以下同じ。）及び出店が決定しているその他の小売業者について記載すること。

注：備考欄には、主として販売する物品の種類（代表的な取り扱い品の種類）を記載すること。

#### 3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

注：届出日から8月後以降の日とし、実際の開店予定日を記載すること。

#### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

店舗面積の合計		m <sup>2</sup>		
内	建物No.(配置図上のNo.)	店舗面積	建物No.(配置図上のNo.)	店舗面積
訳		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

注：建物ごとの店舗面積は小数点第1位まで記載することとし、店舗面積の合計は整数とすること。（端数処理は、四捨五入すること。）

注：建物配置図（以下「配置図」という。）上に建物の位置を表示し、建物ごとの店舗面積及び店舗面積の合計を記載すること。

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置 駐車場No. (配置図上のNo.)	収 容 台 数 (契約等台数)
	台
合 計	台

注：全ての来客用駐車場について記載すること。

注：駐車場の位置は、「○棟南側」、「○棟屋上」、「○棟地下」等と記載すること。

注：配置図上に駐車場の位置を表示し、収容台数を記載すること。

### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置 駐輪場No. (配置図上のNo.)	収 容 台 数			合 計	備 考
	自 転 車	原 付	自 動 二 輪 車		
				台	
合 計				台	

注：全ての来客用の駐輪場について記載すること。

注：「位置」は、「○棟南側」等と記載すること。

注：配置図上に駐輪場の位置を表示し、収容台数を記載すること。

注：「収容台数」は、自動車、原動機付自転車（「原付」と表示。）、自動二輪車それぞれの収容台数の合計数を記載すること。

注：原付や自動二輪車の収容台数を「無」とする場合は、それらの駐輪場を設置しないことの妥当性について備考欄に記載すること。

### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置 荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばき施設の面積
	m <sup>2</sup>
合 計	m <sup>2</sup>

注：全ての荷さばき施設について記載すること。

注：「位置」は、「○棟南側」等と記載すること。

注：配置図上に荷さばき施設の位置を表示し、面積を記載すること。

注：求積図及び求積表を添付すること。

注：「荷さばき施設の面積」は、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域及びこれと一体的に運用される専用の荷さばき待ち車両駐車スペースを含むものとする。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 廃棄物等の保管施設No. (配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
	m <sup>3</sup>
合計	m <sup>3</sup>

注：全ての廃棄物等の保管施設について記載すること。

注：「位置」は、「○棟南側」等と記載すること。

注：配置図上に廃棄物等の保管施設の位置を表示し、容量を記載すること。

注：容量を確認することができる求積図及び求積表を添付すること。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
	時 分	時 分

注：原則として全ての小売業者について記載すること。ただし、大規模小売店舗全体として営業時間を管理するような場合には、その統一的な営業時間を届け出ることができる。

注：「開店時刻」及び「閉店時刻」は、「午前○時○分」、「午後○時○分」と記載すること。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
	時 分 ~ 時 分

注：建物配置図又は各階平面図及び周辺見取図（店舗周辺の住居等の配置状況が分かるもの）上に駐車場の位置を表示し、来客が駐車場を利用することができる時間帯を記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.(配置図上のNo.)	出入口の数	出入口の位置(配置図上のNo.)
	箇所	
合計	箇所	

注：全ての来客用駐車場について記載すること。

注：「出入口の位置」は、「国道○号線側」、「市道□□線側」、「No.◇の駐車場南側」等と記載すること。

注：配置図上に出入口の位置を表示すること。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (配置図上のNo.)	荷さばきを行うことができる時間帯
	時 分 ~ 時 分

注：全ての荷さばき施設について記載すること。

注：配置図上に荷さばき施設の位置を表示し、荷さばきを行うことができる時間帯を記載すること。

注：「荷さばきを行うことができる時間帯」は、施設管理時間（物理的に入口が閉まる、管理時間を設定するなどによる。）を記載すること。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

【大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名】記載要領

以下に従って記載すること。

- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称：
- ・法人にあってはその代表者の役職名：  
及び氏名：
- ・住所又は所在地：

注：届出義務を負う者は、大規模小売店舗の設置者（新設をする者）である。ただし、その者が2名以上である場合には、全員が届出義務を負うものであり、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

注：新設をする者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用貸借権を有する者等は含まない。

注：建物が区分所有されている場合において、「各区分所有者」は当該建物における店舗面積が基準面積を超えることとなる場合で、かつ、自己の所有に係る建物の部分に店舗がある場合は、届出が必要となる。

また、各区分所有者は、それぞれが届出なければならないが、各区分所有者の全員が共同して、又は一部が共同して届け出ることができる。

注：建物ごとに所有者が異なる場合は、その旨記載すること。